

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和7年度予算額 9,900 (9,900) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 5,300百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大**への取組等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,900) 百万円

- 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進**や**情報発信の取組**等を支援します。
- シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】
シカの集中捕獲や、クマの**捕獲対策を体制整備と併せて支援**します。
- スマート捕獲等普及加速化事業**
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

<事業の流れ>



<予算額の推移>

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 当初予算額 | 28 | 28 | 23 | 113 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 | 104 | 102 | 100 | 110 | 100 | 96 | 99 | 99 |
| 補正予算額 | - | 4 | - | - | 10 | 30 | 20 | 12 | 9 | 13 | 3 | 5 | 23 | 16 | 37 | 49 | 53 | |

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

- スマート鳥獣害対策の推進**
ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進



- シカ、クマの捕獲対策の強化**【令和6年度補正予算含む】
被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



- 高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保**
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

- ジビエペットフード等によるジビエ利用の拡大**
安全なペットフード原料の供給や、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた取組を推進【令和6年度補正予算含む】



- ジビエの情報発信強化**【令和6年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化



(億円)

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

| | 対象経費 | 具体的な内容 |
|------------------------------------|-----------------------|--|
| 市町村に対する 特別交付税措置 | 駆除等経費 (交付率 8 割) | 柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等 |
| | 広報費 (交付率 5 割) | 大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等 |
| | 調査・研究費 (交付率 5 割) | 有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費 |
| 都道府県に対する 特別交付税措置 (令和 4 年度から) | 広域捕獲活動経費 (交付率 8 割) | 罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等 |
| | 人材育成等経費 (交付率 5 割) | 広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等 |

(注 1) 被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は 5 割

(注 2) 都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

(注 3) 都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度の概要

- 平成18年3月に、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として登録する制度を創設。
- 農林水産省に登録されたアドバイザーは、現在256名（令和6年7月末）で、それぞれの専門性の下で活動中。

1. アドバイザー登録・利用

(1) 登録手続き

- アドバイザーとして登録するには、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関からの推薦を受け、農村振興局長が承諾・登録。
- 登録の有効期間は3年。（更新毎の登録手続きが必要）
- 登録したアドバイザーの氏名、専門分野、これまでの活動実績等（連絡先は除く）の情報について、農林水産省HPで公表。

(2) 利用手続き

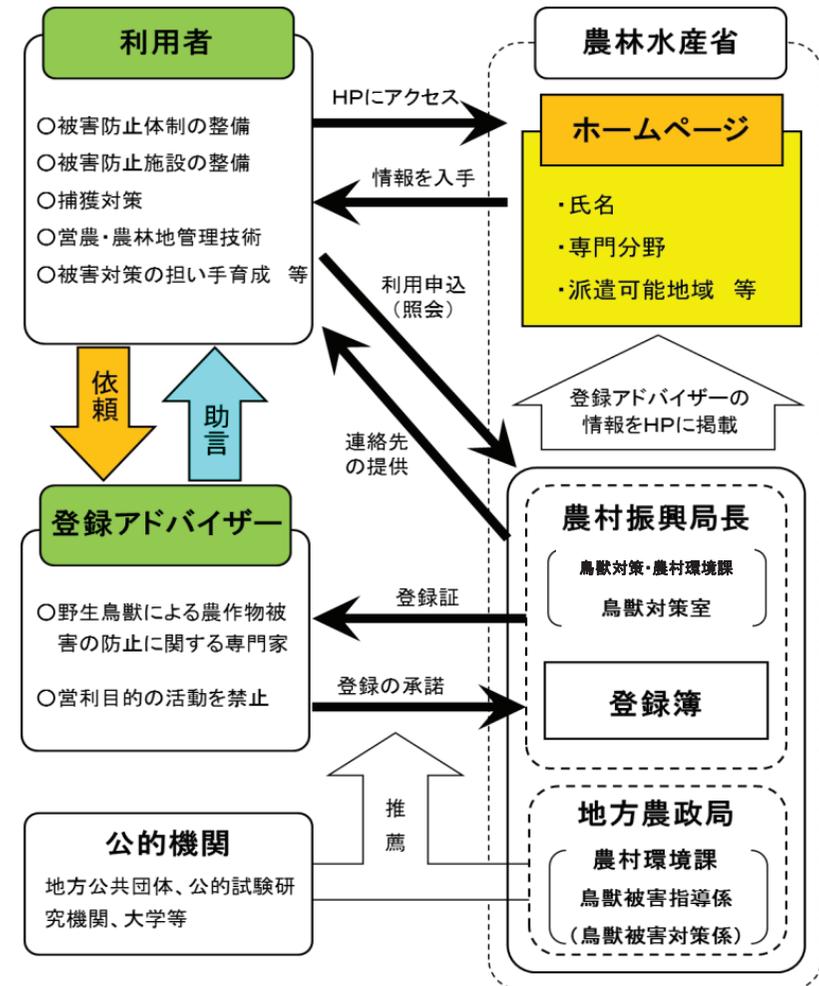
- アドバイザーを利用する者は、利用申込書を地方農政局農村環境課等へ提出し、希望するアドバイザーに係る情報の提供を受ける。
- 利用者は、依頼する助言の内容等をアドバイザーと直接交渉を行い、契約を締結。

2. アドバイザーが行う助言等の内容

- (1) 地域における被害防止体制の整備
- (2) 防護柵等の被害防止施設の整備
- (3) 被害防止のための捕獲対策
- (4) 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- (5) 地域における被害防止対策の担い手の育成
- (6) その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

アドバイザー登録・利用の流れ

登録者数：256名（令和6年7月末現在）



制度の詳細やアドバイザーの一覧はこちら（農林水産省Webサイト）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_adviser/

